

サービスの対価の改定に用いる指標

項目	該当する業務	参照指標	
(1) 統括マネジメント業務	統括マネジメント業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額	
(3) 維持管理費及び運営費	ウ 維持管理費(a)	病院施設等維持管理業務	
		エネルギー提供業務	電気 : 原則として、電気料金の改定率 ガス : 原則として、ガス料金の改定率 水道 : 原則として、水道料金の改定率 その他: 「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表-1 中分類指数(全国) ・光熱・水道
		エネルギー提供業務以外	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス ・小分類 : 建物サービス ・品目 : 設備管理
		医療機器管理・保守点検業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		備品等管理・保守点検業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
	エ 維持管理費(b)	清掃業務	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス ・小分類 : 建物サービス ・品目 : 清掃
		保安警備業務	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス ・小分類 : 警備 ・品目 : 警備
	オ 運営費(a)	医療事務業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		物品管理業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		滅菌消毒業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
医療作業業務		「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額	
一般管理支援業務		「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額	
カ 運営費(b)	検体検査業務		
	保険診療対象	診療報酬(本体)改定率	
	保険診療対象以外	「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表-1 中分類指数(全国) ・保健医療	
	試薬	診療報酬(薬価改定等のうち、薬価)改定率	
	食事の提供業務	「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表-1 中分類指数(全国) ・食料	
	リネンサプライ業務	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス ・小分類 : 洗濯 ・品目 : リネンサプライ	
(4) 調達費	コ 医薬品・診療材料等調達費	医薬品・診療材料等調達業務	
		医薬品	診療報酬(薬価改定等のうち、薬価)改定率
		診療材料等のうち、特定医療材料	診療報酬(薬価改定等のうち、材料)改定率
		診療材料等のうち、特定医療材料以外	「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表-1 中分類指数(全国) ・保健医療

ただし、各指標の毎年の変動率が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合のみ改定する。入札時の費用の積算の前提となる指標は平成18年12月1日時点のものを参照するものとし、その時点サービスをサービスの対価の改定に当たっての起点とする。平成21年度末又は甲と乙が別途合意する日に、当該時点での指標における変動率を勘案した改定率を反映させサービスの対価の見直しを行い、以後の改定は見直し後のサービスの対価を基に行われる。

なお、事業期間中に上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、甲と乙は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。